

平成 28 年 9 月 28 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長
前 田 哲 宏
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室
(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン課税訴訟判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 29 日、大阪国税局より平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期について当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制適用除外要件を満たしていないとの判断により、当社の香港子会社の所得を当社の所得とみなして合算課税するとの更正処分を受領しました。更正処分を受けた所得金額約 19 億円(追徴税額約 9 億円)について、その取消を求めて、大阪国税不服審判所に審査請求をしておりましたが、平成 24 年 7 月 17 日に審査請求棄却を受けました。

この判決を不服として、平成 25 年 1 月 17 日に東京地方裁判所にタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟を提起しておりました。これに関して本日、東京地方裁判所で当社の請求を棄却する旨の判決がなされましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決の要旨

- (1)原告の請求をいずれも棄却する。
- (2)訴訟費用は原告の負担とする。

2. 今後の対応

本判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。本判決は前訴(最高裁確定済み)の影響を受けていると思われませんが、今後の対応について判決内容を精査の上検討いたします。開示すべき事項が発生した場合には、改めてご報告させていただきます。なお、本件追徴課税額(法人税、事業税及び付帯税を含め約 9 億円につきましては、既に平成 24 年 3 月期決算において「過年度法人税等」として費用処理済みであります。

以 上